

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成21年静岡市条例第6号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

### 3 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）（以下「改正政令」という。）が平成27年11月11日に公布され、そのうち特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）の処分基準等に係る規定については、平成29年10月1日から施行されました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）の他、水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年環境省告示第57号）等が平成29年6月9日に公布され、同年10月1日に改正政令の完全施行と併せて施行されました。これらの改正等により、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬、保管又は処分等の基準が示されたことから、取り扱われる廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合の記載を求めることで当該基準に則した廃棄物の適正な処理を推進するため、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（以下「産廃規則」とします。）で規定する届出等の様式について、所要の改正を行うものです。◇参考資料1参照

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡市条例第6号）（以下「産廃条例」とします。）第12条第1項の規定により、市長と協議することとしている静岡県外で発生した産業廃棄物の静岡市内への搬入について、協議書類として産廃規則で定めている「県外産業廃棄物市内搬入処分（変更）協議書（様式第1号（第6条、第9条関係））」に、その廃棄物が人体に有害とされる水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれるものであるかの記載を追加することとします。
- (2) 産廃条例第20条第1項に規定する「産業廃棄物処理施設等の設置等」を行うにあたり提出することとしている「事業計画書」及び第21条、第23条第1項及び第24条に規定する手続（以下「事前手続」とします。）に関連する計画書等の様式（様式第7号、様式第9号から様式第11号及び様式第13号から様式第15号）について、当該処理施設等で処理する産業廃棄物が人体に有害とされる水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるものであるかの記載を追加することとします。

<様式の記載改正例>

改正前	改正後
産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。)	産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合には、その旨を含む。)

5 規則等を施行する時期（予定）

平成 31 年 4 月 1 日